

東彼杵町新庁舎整備事業 基本協定書（案）

東彼杵町新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）に関して、東彼杵町（以下「発注者」という。）と〔グループ名〕グループを構成する〔代表企業名〕（以下「代表企業」という。）、〔構成企業名〕、〔構成企業名〕（以下総称して「構成企業」といい、代表企業と構成企業とを以下総称して「受注者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関して受注者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、受注者と発注者との間の契約締結に向けて、受注者と発注者の本事業等の円滑な実施に必要な諸手続及び双方の協力義務について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「契約」とは、本事業の実施に関し、発注者と受注者との間で締結される「東彼杵町新庁舎整備事業 設計建設等請負契約書」で定める契約をいう。
- 二 「事業期間」とは、契約の効力発生日から令和11年12月28日までの期間をいう。ただし、契約の期間が延長された場合又は契約が解除された場合若しくは終了した場合は、契約の効力発生日から延長された契約の期間満了日又は契約が解除された日若しくは終了した日までの期間をいう。
- 三 「提案書類」とは、受注者が本事業に係る公募型プロポーザル方式において発注者に提出した提案書、発注者からの質問に対する回答書その他受注者が契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- 四 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において発注者が提示した一切の条件をいう。
- 五 「募集要項等」とは、本事業の公募手続による受注者の選定に関する募集要項（令和8年4月1日公表）並びに募集要項の添付資料及び付属資料をいう。

（発注者及び受注者の義務）

第3条 発注者及び受注者は、契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 受注者は、提示条件を遵守の上、発注者に対し提案書類を提出したものであることを確認する。また、受注者は、契約締結のための協議に当たっては、本事業の公募手続における発注者及び東彼杵町新庁舎整備事業に係る事業者選定委員会の要望事項を尊重する。ただし、当該要望事項が、募集要項等に関する質問に対する回答から逸脱している場合を除く。

（担当業務）

第4条 本事業に関し受注者が実施する各業務のうち設計及び工事監理に係る業務は〔担当企業名〕が、施工に係る業務は〔担当企業名〕がそれぞれ担当し、受注者は担当業務を誠実に行うものとする。

（契約）

第5条 発注者と受注者は、本協定締結後、募集要項等に従い本事業に係る契約の仮契約（以下「仮契約」という。）を、令和8年11月を目途として、締結するものとする。

- 2 前項の仮契約は、仮契約に基づいた本契約締結に係る議案が東彼杵町議会の議決を得たときに、本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約に係る本契約の効力発生までに、受注者において、募集要項等に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、発注者が公表した設計建設等請負契約書（案）における第104条、第104条の2又は第112条第3項の受注者の責めに帰すべき事由によるものに該当する場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、発注者は、本協定を解除して仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の仮契約を解除することができるものとする。

- 4 前項に掲げる場合のほか、契約の効力発生までに、受注者が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと発注者が認めたとき、又はその他受注者の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると最終的に発注者が認めたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、発注者は、本協定を解除して仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の仮契約を解除することができるものとする。

(準備行為)

第6条 受注者は、契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができ、発注者は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力するものとする。

(損害賠償)

第7条 本協定の各当事者は、本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えたときは、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(契約不成立の場合の処理)

第8条 本協定で別段の定めがある場合を除き、事由を問わず仮契約の締結に至らなかった場合（仮契約が解除された場合を含む。）又は仮契約に基づいた本契約締結に係る議案が東彼杵町議会により否決されたことにより本契約として成立しなかった場合、既に発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合、受注者は発注者から貸与を受けた資料を直ちに発注者に返却するものとする。なお、発注者は受注者から提出を受けた資料について返却を行わないものとし、受注者はこれに異議を述べないものとする。
- 3 第5条第3項若しくは第4項に基づき発注者が本協定を解除して仮契約を締結せず若しくは本協定及び締結済の仮契約を解除した場合、受注者が正当な理由なく契約を締結しない場合、又は、受注者の責めに帰すべき事由により契約を締結しなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本事業の提案価格の100分の3に相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、契約の不締結により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(秘密保持)

第9条 発注者及び受注者は、本協定の履行に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用しないこと、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示しないことを確認する。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- 一 開示の時点で公知である情報
 - 二 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - 三 開示の後に発注者又は受注者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - 四 発注者及び受注者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 前2項にかかわらず、発注者及び受注者が裁判所により開示を命ぜられた場合及び法令に基づき開示する場合は、発注者及び受注者は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、当該目的に合理的に必要な限度で、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、相手方に対する事前の通知を行うことを要せず、事後的な通

知で足りるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第10条 受注者は、本協定の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。その後の改正を含む。）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成し、又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 受注者は、本協定及び契約に定める業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別添 1 「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。
- 二 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 三 本条に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本協定は、日本国の法令等に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、長崎地方裁判所とする。

(有効期間等)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結日から契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、契約の効力発生に至らなかった場合は、仮契約の締結又は契約の効力発生に至る可能性がないと発注者が判断して代表企業に通知した日までとする。

- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 7 条から第 11 条の規定の効力は存続するものとする。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえこれを決定するものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定を3通作成し、発注者及び受注者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保持する。

令和●年●月 日

発注者

東彼杵町
東彼杵町長

岡田 伊一郎

印

受注者

代表企業

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

構成企業

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

【別添1】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本協定の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、その使用する者が本協定にかかる業務(以下「本件業務」という。)を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受注者は、本件業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本件業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者が再委託する場合には、あらかじめ発注者に申請し、発注者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、本件業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、発注者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受注者は、前項の申請に係る書面を発注者に対して提出する場合には、再委託者が発注者指定様式（本協定締結前に受注者が必要事項を記載して発注者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 発注者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受注者は、再委託先に対して本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 発注者が第2項から第4項までの規定により、受注者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受注者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受注者は、本件業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受注者は、本件業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第10条 受注者は、本件業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
 - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
 - (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
 - (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
 - (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受注者は、本件業務において利用する個人情報について、本件業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受注者は、発注者と受注者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、発注者は、受注者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は発注者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受注者は、本協定の終了時に、本件業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、本件業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 発注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いについて、本協定の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受注者は、本件業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本件業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによ

て発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。